

〈銀行振込による保管金の納付〉

～裁判所の当座預金口座に振り込む方法 *振込手数料が必要となります。

(納付の手順)

- 1 民事受付窓口で、銀行振込による納付に必要な書類（①保管金提出書及び②振込依頼書（3枚綴り））をお受け取りください。郵送をご希望の方は、訴状を提出する際に、予め返信用封筒（宛先及び宛名を記載し、郵便料94円を貼付）を同封しておいてください。
- 2 金融機関の窓口で、②振込依頼書（3枚綴り）に現金を添えて提出してください。なお、振込依頼書の振込依頼人名は、保管金提出書の提出者名と同一としてください（同一でないと保管金の受入れができなくなりますので、ご注意ください。）。
- 3 金融機関の窓口で、「取扱店領収印」のある保管金受入手続添付書（裁判所提出用）（※②の2枚目）及び振込金（兼手数料）受取書（依頼人保管用）（※②の3枚目）を受領してください。
- 4 保管金提出書（※必要事項を記入したもの）及び保管金受入手続添付書（裁判所提出用）（※上記3で受領した②の2枚目）を、訴状を提出した裁判所の保管金担当係あてに提出してください。

〈裁判所窓口での保管金の納付〉

～裁判所の窓口で現金で納付する方法

(納付の手順)

- 1 民事受付窓口で、必要書類（保管金提出書）をお受け取りください。
- 2 保管金提出書に所定の事項を記入し、現金（保管金提出書に表示された金額）を添えて釣銭がないように訴状を提出した裁判所の保管金担当窓口へ提出してください。

※詳しくは、各裁判所保管金担当係へお問い合わせください。